碧南市における避難確保計画作成の重要ポイント

令和7年7月1日

碧南市危機管理課

対象施設

碧南市地域防災計画に記載される要配慮者利用施設

碧南市地域防災計画　資料編　資料1－2　浸水想定区域内要配慮者利用施設に洪水、津波、高潮の対象施設を記載。

①社会福祉施設、②学校施設、③医療施設に大別される。
国が例示した施設の内、次の条件を満たしたものを記載している。

記載基準
①浸水深（基準水位）に関わらず、浸水想定区域（津波災害警戒区域）に敷地が重なる要配慮者利用施設は地域防災計画に記載する。

②ただし、②学校施設（高等学校等、高校生以上の年齢層を利用対象とした学校）、③医療施設（外来のみの診療所（ただし、透析等長時間の医療行為を受け続けなければならないものを除く）は対象外とする。

避難確保計画作成上の重要ポイント

国土交通省のホームページに掲載されている避難確保計画のひな形を使用して計画を作成する場合に合わせて、項目一つ一つずつの留意点について説明します。

要配慮者利用施設の浸水対策（国土交通省）

https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html

避難確保計画の作成・活用の手引き・eラーニング教材
「避難確保計画の作成・活用の手引き」や「様式編」を参照ください。
「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」（令和4年3月）
以下、「手引き」と呼びます。

水防法上作成が必要な項目

避難確保計画の作成・活用の手引き・eラーニング教材

- 避難確保計画の作成・活用の手引き(PDF:5.4MB)
- 様式編
  - 社会福祉施設(XLSX:1.7MB)
  - 学校(XLSX:1.8MB)
  - 医療施設(XLSX:1.8MB)

※国土交通省が作成したひな形の構成

基本的な事項 （様式1）
防災体制に関する事項 （様式2、様式3）
避難の誘導に関する事項（様式4）
避難の確保を図るための施設の整備に関する事項（様式5）
防災教育及び訓練の実施に関する事項（様式6）
※自衛水防組織の業務に関する事項（様式7）

※対象災害が「津波」のみの場合は、自衛水防組織の設置義務（努力義務）はありません。

様式8～様式12は個人情報等を含むため、適切に管理してください。
市へ提出する必要はありません。

避難確保計画作成又は変更の報告方法

避難確保計画作成（変更）報告書2部と避難確保計画2部を防災課防災計画係までご提出ください。その際、以下のチェックリストも合わせてご提出ください。ご提出いただいた避難確保計画の内容は、施設の業務上関わりの深い本市各課と情報共有します。

- 避難確保計画作成（変更）報告書 (Wordファイル: 16.6KB)
- 避難確保計画チェックリスト（社会福祉施設） (Wordファイル: 27.7KB)
- 避難確保計画チェックリスト（医療施設） (Wordファイル: 28.6KB)

様式１基本的な事項

記載例
様式１

１　計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・雨水出水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・雨水出水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直しするものとする。

関連法：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法

２　施設の概要

利用形態	通所	入所
	○	○(長期・短期)

※利用形態を記載
※入所には、長期・短期が分かるように記載

建物の階数	2	階

※建物の階数を記載

施設の人数

	平日						休日					
	利用者			施設職員			利用者			施設職員		
昼間	約	27(うち通所利用者9)	名	約	9	名	約		名	約		名
夜間	約	9	名	約	2	名	約		名	約		名

※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）
※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
※夜間は入所部門の人数を記載

避難確保計画は施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的としています。

計画の位置付けを明らかにするためにどの法律に基づくものかを明記しておきましょう。

通所や入所等の利用形態、建物の階数、施設利用者の人数を記載しましょう。

様式１基本的な事項

３　施設が有する災害リスク
施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害（洪水、雨水出水、高潮、津波）

洪水浸水想定区域（洪水）	□該当なし	☑該当　最大浸水深	0.5m～3m
		浸水継続時間	1日～3日未満
		家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無	
		☑該当　□該当なし	
雨水出水浸水想定区域（雨水出水）	□該当なし	☑該当　最大浸水深	0.5m～1m
		浸水継続時間	12時間～1日未満
高潮浸水想定区域（高潮）	□該当なし	☑該当　最大浸水深	0.5m～3m
		浸水継続時間	1日～3日未満
津波災害警戒区域（津波）	□該当なし	☑該当　基準水位	2m
		最大浸水深	
		津波到達時間	50分

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	□該当なし	☑該当（以下の該当する分類に☑） ☑がけ崩れ（急傾斜地の崩壊） □土石流 □地すべり（地滑り）

● 計画の報告
する　計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

● 計画の見直し
避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

家屋倒壊等氾濫想定区域に該当するかどうかは、計画を作成するうえで重要な事項です。
必ず確認しましょう。

雨水出水浸水想定区域は令和７年度に指定予定です。

津波が想定されている場合は「基準水位」を記載してください。想定される最大浸水深は記載不要です。

土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設はありません。

計画の報告や見直しの記述は書くようにしましょう。

様式１基本的な事項

〇施設の災害リスクを確認しましょう。

碧南市ハザードマップの確認方法
碧南市ホームページ
ホーム ▷組織一覧▷ 市民生活部▷ 危機管理課 ▷防災ハザードマップ・標高マップ▷ ハザードマップ（地震・高潮・洪水）
https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/kikikanri/6/1067.html

洪水、高潮、津波の浸水想定区域は愛知県の「マップあいち」で詳細の確認ができます。
津波の基準水位（m）はこちらをご確認ください。
https://maps.pref.aichi.jp/

様式１基本的な事項

洪水浸水想定区域　→　矢作川Ｌ２

▷洪水ハザードマップ（矢作川）（浸水深）　で確認可能

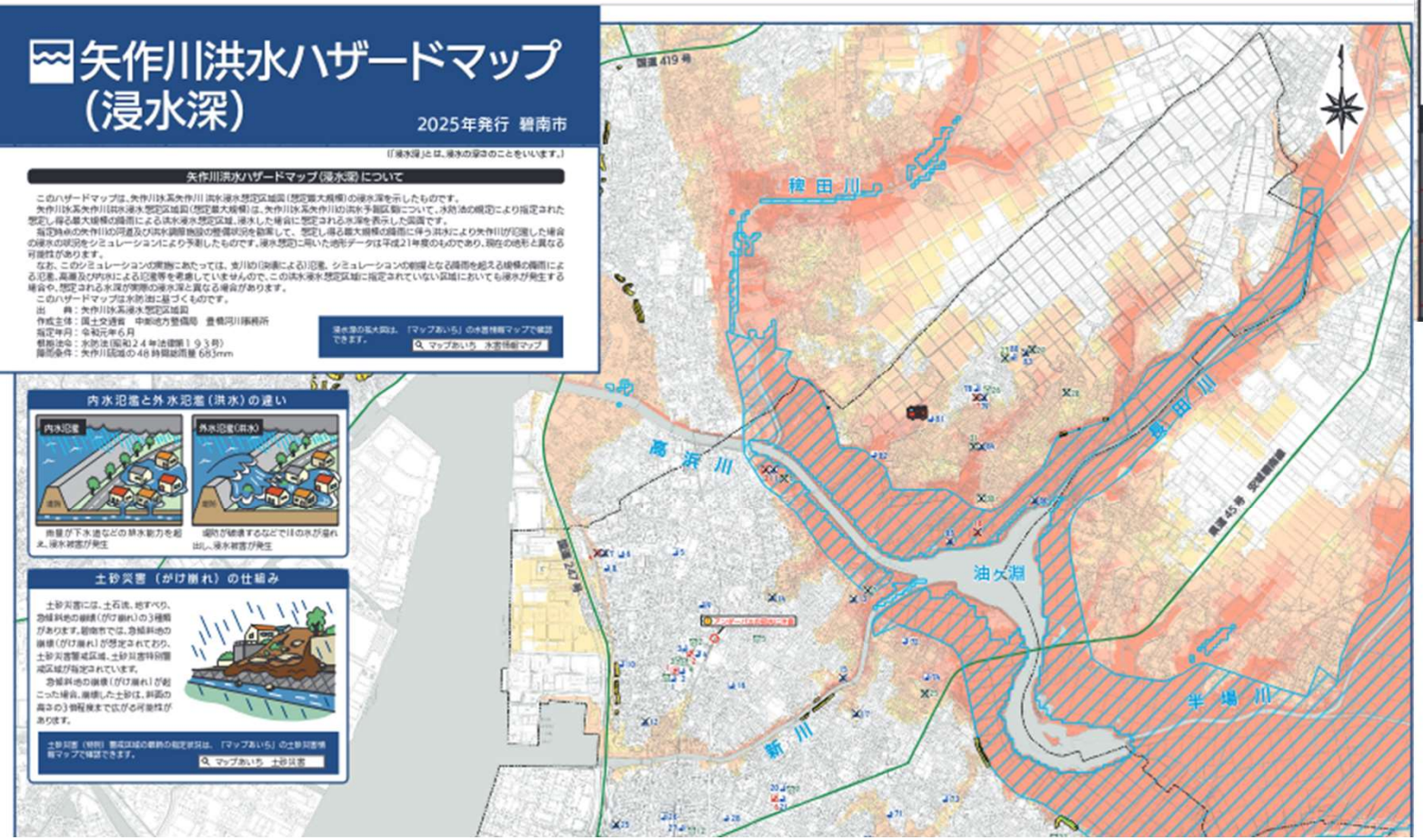

家屋倒壊等氾濫想定区域は水色の斜線の区域です

家屋倒壊等氾濫想定区域　→氾濫流や河岸浸食により施設が破壊される可能性があるため、立退き避難（水平避難）が原則となります。

浸水深の見方
浸水深　0.5m以上→床上浸水相当
3m以上→2階床上浸水相当
5m以上→3階床上浸水相当

施設の上層階が浸水する場合は早期の立退き避難を行う必要があります。

様式１基本的な事項

洪水浸水継続時間　→　矢作川Ｌ２

▷洪水ハザードマップ（矢作川）（浸水継続時間）　で確認可能

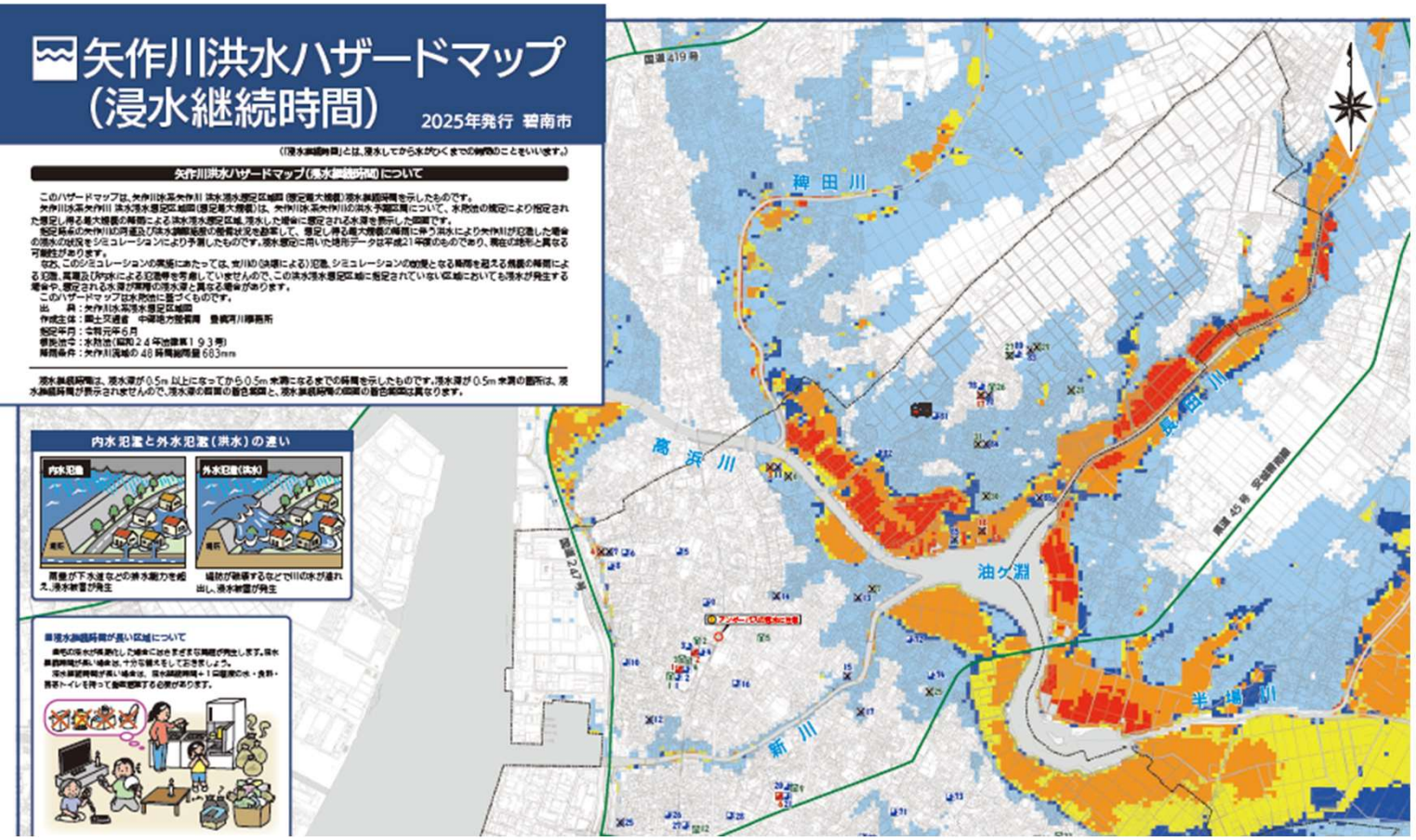

想定される浸水継続時間は、浸水深が0．5m（床上浸水相当）に達してから、その浸水深を下回るまでの時間を示しています。

浸水継続時間が長くなると、水や食料、薬等の確保が困難になるおそれがあります。また、電気やガス、水道、トイレ等の使用ができない時間が長くなるおそれもあります。

こうした支障が生じることを想定し、立退き避難が必要か判断しましょう。

様式１基本的な事項

洪水浸水想定区域　→　高浜川Ｌ２

▷洪水ハザードマップ（高浜川）（浸水深）　で確認可能

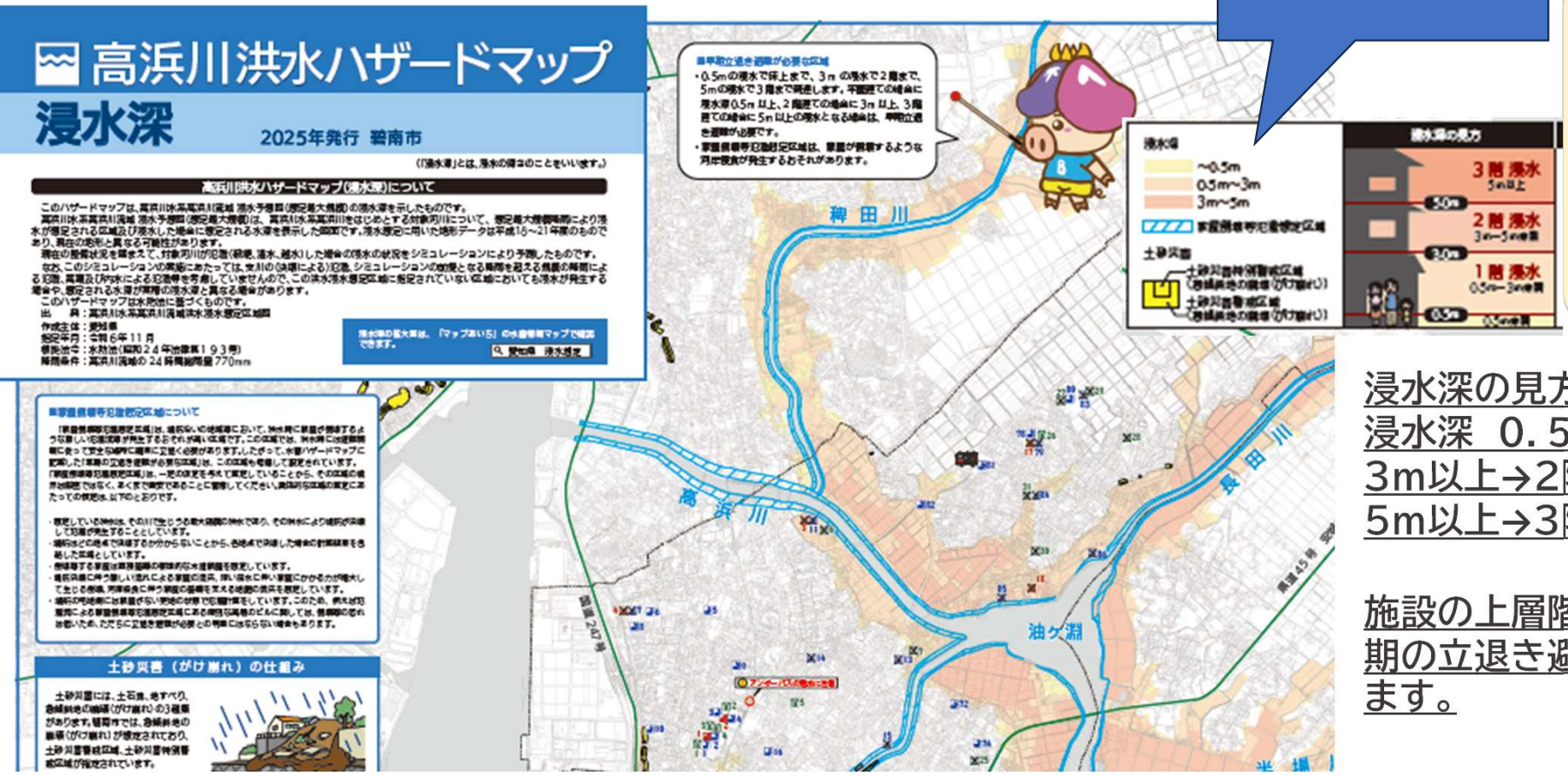

家屋倒壊等氾濫想定区域は水色の斜線の区域です

家屋倒壊等氾濫想定区域　→氾濫流や河岸浸食により施設が破壊される可能性があるため、立退き避難（水平避難）が原則となります。

浸水深の見方
浸水深　0.5m以上→床上浸水相当
3m以上→2階床上浸水相当
5m以上→3階床上浸水相当

施設の上層階が浸水する場合は早期の立退き避難を行う必要があります。

様式１基本的な事項

洪水浸水継続時間　→　高浜川Ｌ２

▷洪水ハザードマップ（高浜川）（浸水継続時間）　で確認可能

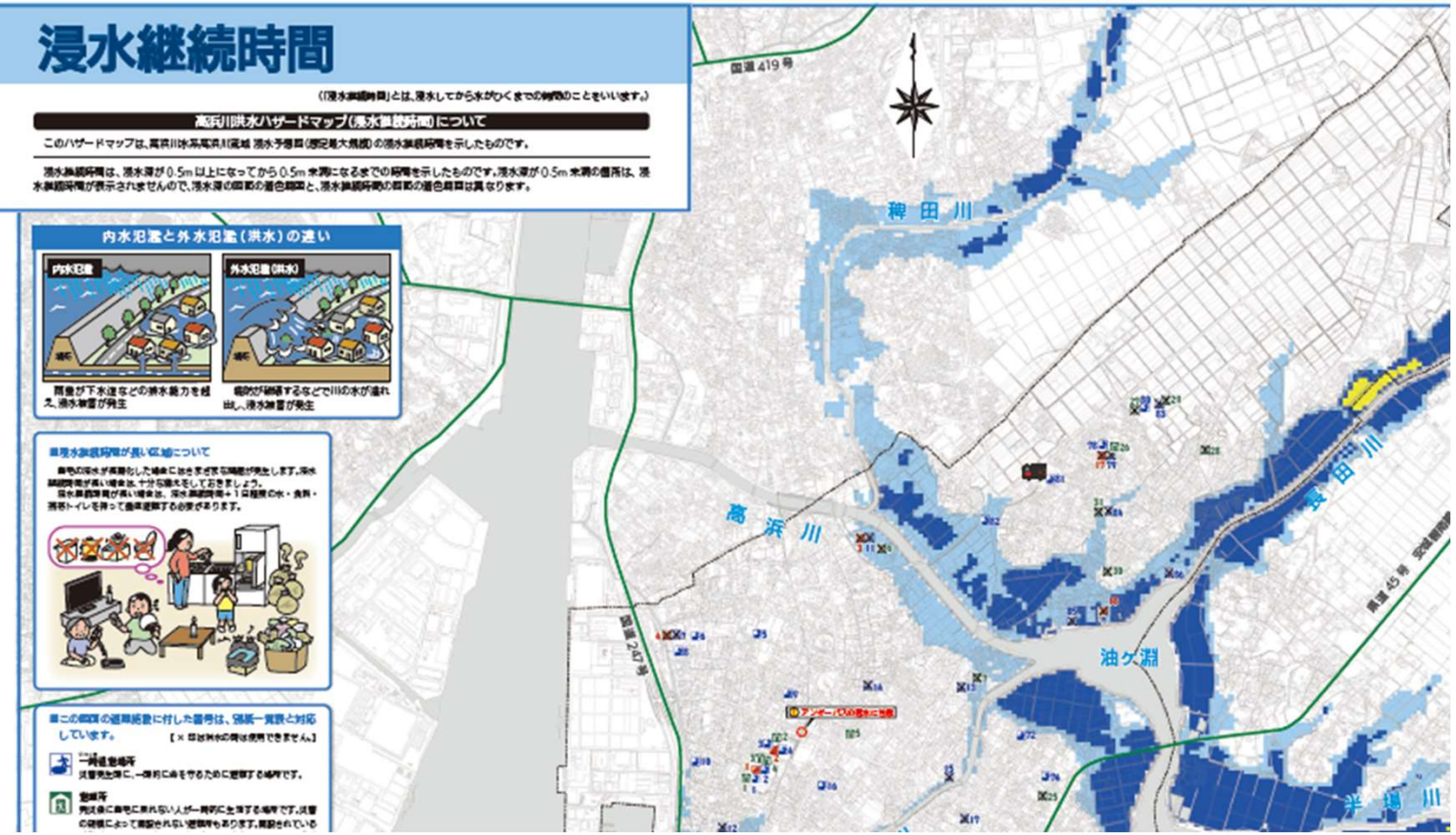

想定される浸水継続時間は、浸水深が0．5m（床上浸水相当）に達してから、その浸水深を下回るまでの時間を示しています。

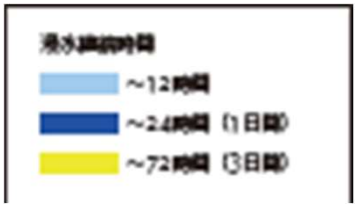

浸水継続時間が長くなると、水や食料、薬等の確保が困難になるおそれがあります。また、電気やガス、水道、トイレ等の使用ができない時間が長くなるおそれもあります。

こうした支障が生じることを想定し、立退き避難が必要か判断しましょう。

様式１基本的な事項

洪水浸水想定区域　→　蜆川Ｌ２

▷洪水ハザードマップ（蜆川）（浸水深）　で確認可能

家屋倒壊等氾濫想定区域は水色の斜線の区域です

家屋倒壊等氾濫想定区域　→氾濫流や河岸浸食により施設が破壊される可能性があるため、立退き避難（水平避難）が原則となります。

浸水深の見方
浸水深　0.5m以上→床上浸水相当
3m以上→2階床上浸水相当
5m以上→3階床上浸水相当

施設の上層階が浸水する場合は早期の立退き避難を行う必要があります。

様式１基本的な事項

洪水浸水継続時間　→　蜆川Ｌ２

▷洪水ハザードマップ（蜆川）（浸水継続時間）　で確認可能

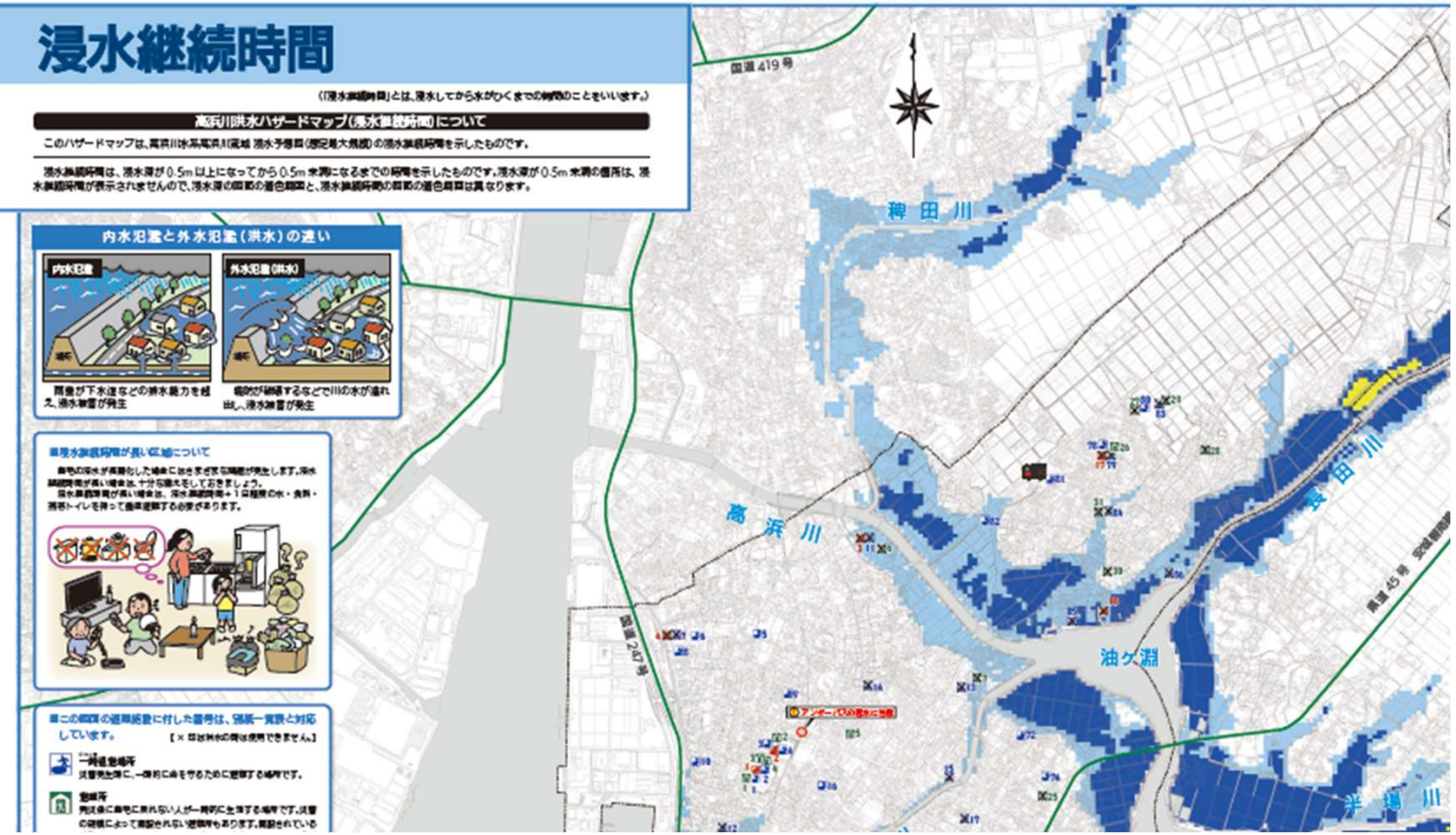

想定される浸水継続時間は、浸水深が0．5m（床上浸水相当）に達してから、その浸水深を下回るまでの時間を示しています。

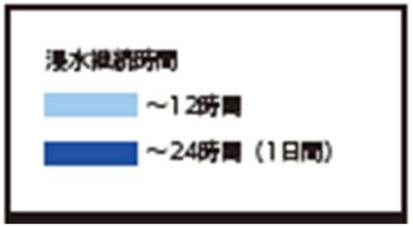

浸水継続時間が長くなると、水や食料、薬等の確保が困難になるおそれがあります。また、電気やガス、水道、トイレ等の使用ができない時間が長くなるおそれもあります。

こうした支障が生じることを想定し、立退き避難が必要か判断しましょう。

様式１基本的な事項

高潮浸水想定区域

▷高潮ハザードマップ（浸水深） で確認可能

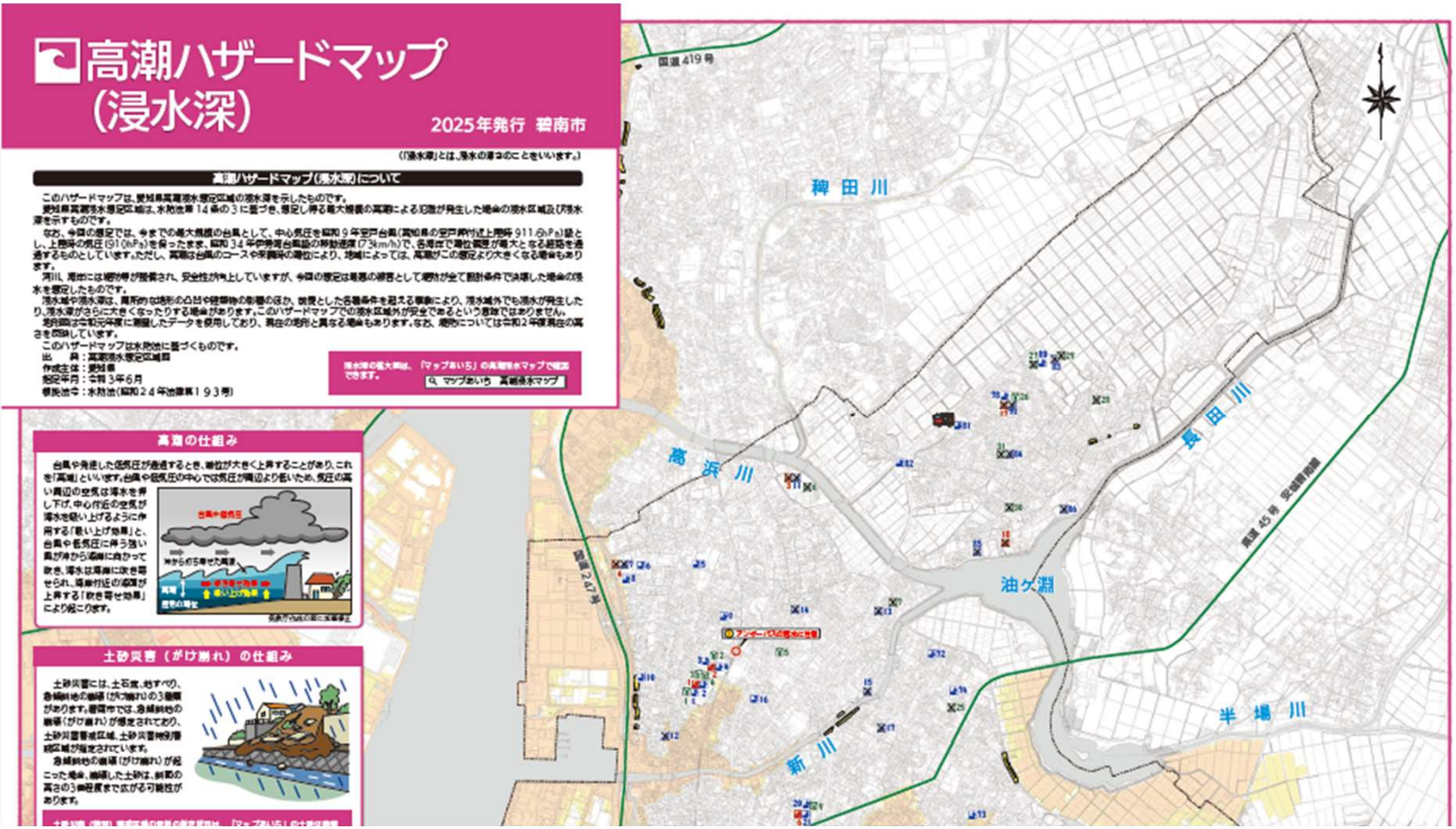

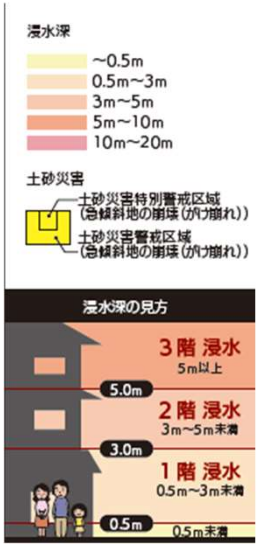

浸水深の見方
浸水深
0．5m以上→床上浸水相当
3m以上→2階床上浸水相当
5m以上→3階床上浸水相当

施設の上層階が浸水する場合は早期の立退き避難を行う必要があります。

様式１基本的な事項

高潮浸水継続時間

▹高潮ハザードマップ（浸水継続時間）　で確認可能

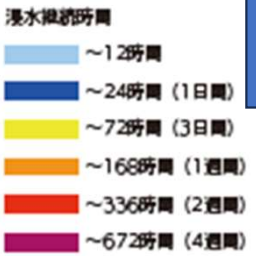

想定される浸水継続時間は、浸水深が0．5m（床上浸水相当）に達してから、その浸水深を下回るまでの時間を示しています。

浸水継続時間が長くなると、水や食料、薬等の確保が困難になるおそれがあります。また、電気やガス、水道、トイレ等の使用ができない時間が長くなるおそれもあります。

こうした支障が生じることを想定し、立退き避難が必要か判断しましょう。

様式１基本的な事項

津波災害警戒区域

マップあいちでは、基準水位の確認はできますが、津波到達時間の確認はできません。

マップあいち「津波災害情報マップ」で基準水位（m）が確認可能
または、津波ハザードマップ（基準水位）で確認可能
（浸水ランクによる表示です）
津波到達時間の確認は「碧南市津波ハザードマップ（1cmの津波到達時間）」を参考にしてください。

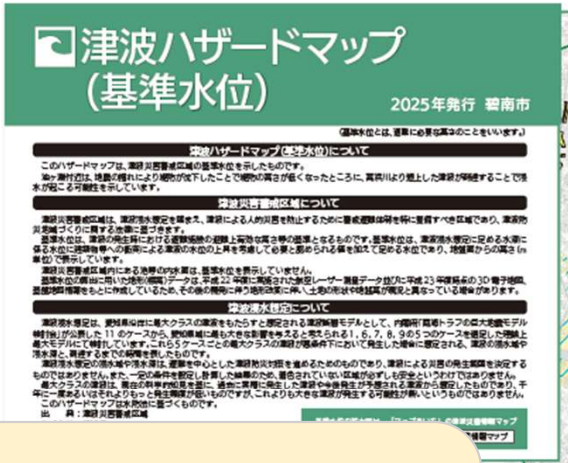

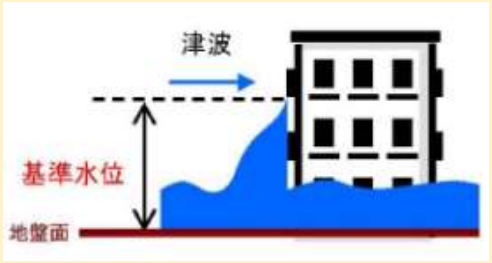

基準水位とは、津波が建物等に衝突した際の水位上昇を加味した水位です。基準水位よりも上が津波に対して安全な高さとなります。

参考　津波は地上では時速40km程　30cmでも大変危険です。1mの致死率は100%と言われています。

様式２防災体制に関する事項

災害想定ごとに作成します。

洪水または雨水出水

４　防災体制

記載例
様式２

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮	情報連絡班 ※情報収集や伝達	避難誘導班 ※利用者の避難支援	装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準
	責任者 ○○	責任者 ○○	責任者 ○○	責任者 ○○
警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階	人数 1 名 ・状況把握、指揮 ・体制確立の判断 ・事前休業の判断	人数 1 名 ・気象情報等収集 ・施設職員への情報伝達	人数 名 ・（避難誘導体制の確認） ・（避難ルートの確認）	人数 名 ・（避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備）
警戒レベル2 ↓ 注意体制	人数 1 名 ・状況把握、指揮 ・施設職員等召集 ・（避難開始判断）	人数 1 名 ・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の ・施設職員や避難支援協力者へ連絡	人数 10 名 ・避難誘導体制の確認 ・避難ルートの確認 ・（避難誘導開始）	人数 1 名 ・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備 ・移動用車両の手配
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	人数 1 名 ・状況把握、指揮 ・避難開始判断	人数 1 名 ・気象情報、水位情報、避難情報等の収集 ・利用者家族等への連絡 ・市町村等への連絡	人数 15 名 ・避難誘導開始	人数 2 名 ・要配慮者等の装備品の装着 ・移動用車両の確保 ・避難先への持ち出し品等を運搬
警戒レベル4 ↓ 非常体制	人数 1 名 ・状況把握、指揮 ・避難先での利用者支援の監督 ・（緊急安全確保の判断）	人数 1 名 ・市町村等への連絡 ・施設職員への情報伝達	人数 16 名 ・避難完了の確認 ・避難先での利用者支援 ・（緊急安全確保の誘導）	人数 1 名 ・避難先での持ち出し品等の管理

災害が発生する前に迅速かつ確実に避難を完了するためには、それぞれの役割ごとに適切な人員と責任者を配置する必要があります。

様式２防災体制に関する事項

防災体制一覧表　⇒様式12

警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを	・台風の接近が予想されている場合
警戒レベル2 ↓ 注意体制	・高潮注意報（警報級に切り替える可能性に言及されていないもの）が発
警戒レベル3 ↓ 準備体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・高潮注意報（警報級に切り替える可能性高い）が発表された場合
警戒レベル4 ↓ 非常体制	・避難指示が発令された場合 ・高潮警報または高潮特別警報が発表された場合

災害の恐れあり

災害の恐れが高い

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合
部門を臨時休業とする。
または午前8時の時点で、○○市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部

洪水、高潮は
少なくとも碧南市が発令する
警戒レベル３高齢者等避難
で以て避難を開始するようにしてください。

伊勢・三河湾に津波警報以上が発令された場合、碧南市は警戒レベル４避難指示を発令します。

①大きな地震+津波注意報、②津波警報、③大津波警報のいずれかを確認したら碧南市からの避難指示を待たずに直ちに安全な場所に避難してください。

碧南市が発令する
警戒レベル3高齢者等避難が避難開始の合図

警戒レベル4避難指示→一般の方が避難を開始する合図
この状況に至る2～3時間程前に警戒レベル3高齢者等避難は発令されます。

様式２防災体制に関する事項

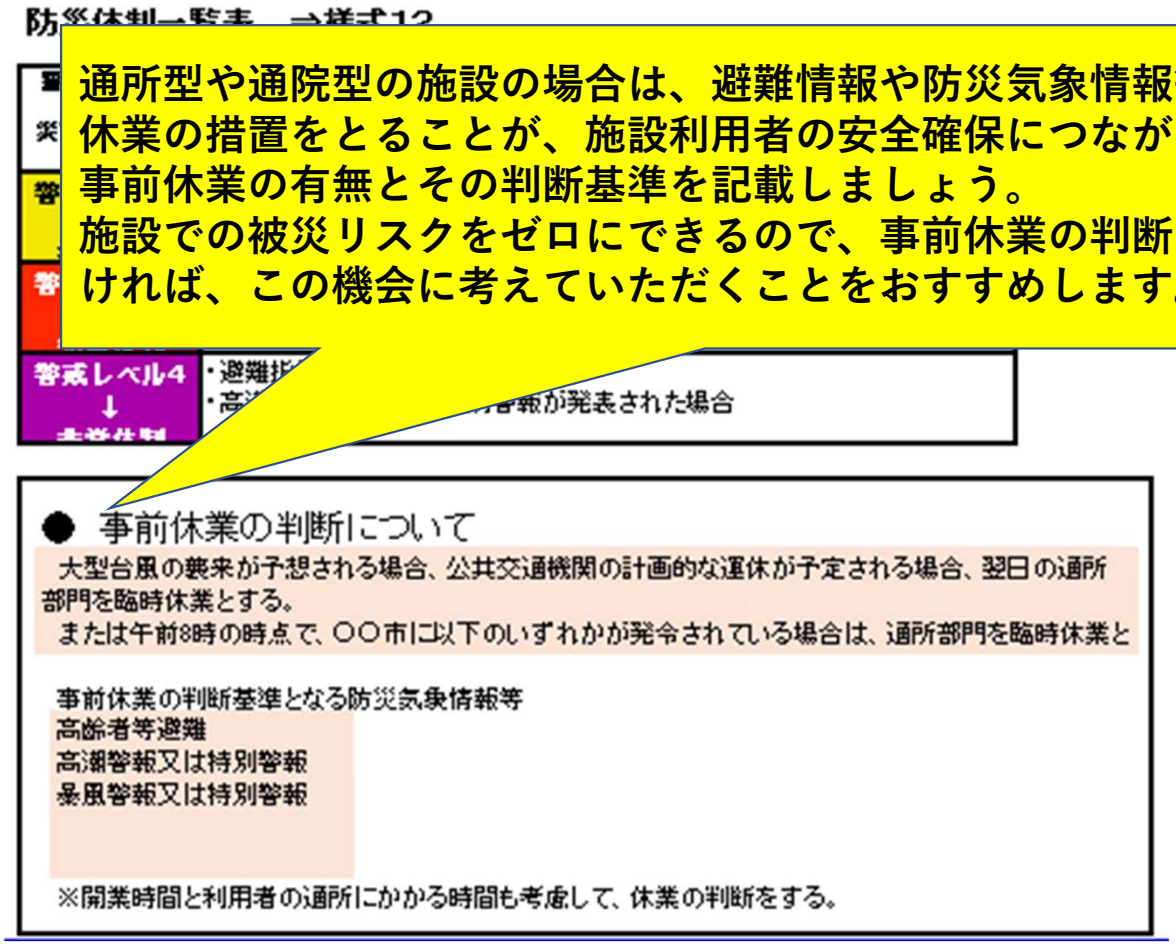

様式３防災体制に関する事項

Pitch FM 83.8MHz

碧南市公式LINEを是非ご登録ください。

記載例
様式３

５　情報収集・伝達
(1) 情報収集
収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおり。
災害リスクに応じて、下記の表をコピーして使用してください。

	収集すべき情報	入手先
共通の情報	【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警報級の可能性)	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・防災アプリ、市町村のメール通知サービス等
	【避難情報(市町村)】 ・警戒レベル3　高齢者等避難 ・警戒レベル4　避難指示 ・警戒レベル5　緊急安全確保	・テレビ、ラジオ ・市町村のHP ・市町村のメール通知サービス ・緊急速報メール　等
	【避難所の開設状況(市町村)】 指定緊急避難場所や 福祉避難場所の開設状況	・テレビ、ラジオ ・市町村のHP ・市町村へ電話問い合わせ　等
	道路の通行止め情報	・日本道路交通情報センターのHP　等
洪水	・洪水注意報、洪水警報 ・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布) ・洪水予報 氾濫注意情報、氾濫警戒情報 氾濫危険情報、氾濫発生情報	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・気象庁HP ・川の防災情報のHP ・川の防災情報のHP
雨水出水	・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・雨水出水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・都道府県・市町村のHP ・市町村のメール通知サービス　等
高潮	・高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・防災アプリ ・市町村のメール通知サービス　等
津波	・津波注意報、津波警報、大津波警報	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・防災アプリ ・市町村のメール通知サービス　等
土砂災害	・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・テレビ、ラジオ、気象庁HP、都道府県のHP ・気象庁HP

気象庁ＨＰ
https://www.jma.go.jp/jma/index.html

川の防災情報（国土交通省）
https://www.river.go.jp/index

川の防災情報（愛知県）
https://www.kasen-aichi.jp/

様式３防災体制に関する事項

(2) 情報伝達

警戒レベル	対象情報	主な入手先	伝達内容	情報伝達の流れ 発信者	情報伝達の流れ 情報伝達先
警戒レベル1	早期注意情報	インターネット（気象庁HP）	大雨の警報級の可能性「高」が発表されました。災害への心構えを高める段階です。	[illegible]	[illegible]
	事前休業のお知らせ	統括指揮者の判断を確認	○○日は、大雨が予想されていますので[illegible]設を休業することになりました。		
警戒レベル2	職員への招集連絡	統括指揮者の判断を確認	大雨注意報が発表されましたので施設に[illegible]集してください。		
	洪水注意報	インターネット（気象庁HP）	洪水注意報が発表されました。注意体制をとる段階です。		
	氾濫注意情報	インターネット（川の防災情報）	○○川に氾濫注意情報が発表され[illegible]注意体制をとる段階です。		[illegible]
	大雨注意報	インターネット（気象庁HP）	大雨注意報が発表されました。注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル3	高齢者等避難	市役所からの電話	高齢者等避難が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難先の開設情報	市役所へ電話	避難先の○○は開設されています。	情報連絡班	避難誘導班
	避難開始の連絡	避難誘導班に確認	○○では、○○時○○分に避難を開始しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
	洪水警報	インターネット（気象庁HP）	洪水警報が発表されました。警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	氾濫警戒情報	インターネット（川の防災情報）	○○川に氾濫警戒情報が発表されました。警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	大雨警報	インターネット（気象庁HP）	大雨警報が発表されました。警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル4	避難指示	市役所からの電話	避難指示が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難完了の連絡	避難誘導班に確認	○○では、○○時○○分に避難を完了しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
	氾濫危険情報	インターネット（川の防災情報）	○○川に氾濫危険情報が発表されました。非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	土砂災害警戒情報	インターネット（気象庁HP）	土砂災害警戒情報が発表されました。非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者

どのタイミングで、誰が、何を、誰に伝えるのかを明記しておきましょう。

利用者緊急連絡先一覧表　⇒様式8
緊急連絡網　⇒様式9
外部機関等の緊急連絡先一覧表　⇒様式10

様式４　避難誘導に関する事項

避難先を検討する際は、避難後の生活までイメージしてください。

6　避難誘導
（1）避難先、移動距離及び避難方法

①原則、施設利用者の適切な支援を提供できるA会（系列グループホーム）に立退き避難をする。
②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立退き避難をする。

洪水	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A会（系列グループホーム）	1,000 m	□	☑ 4 台	車椅子	1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
指定緊急避難場所	B小学校（校舎2階以上）	500 m	□	☑ 4 台	車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	○○ビル	200 m	☑	☑ 4 台	車椅子	30分	警戒レベル3 高齢者等避難
屋内安全確保	本施設2階○○室	50 m	エレベーター、車椅子、ストレッチャー			15分	警戒レベル3 高齢者等避難

避難先は、系列施設や他の同種類似施設の検討を優先してください。

雨水出水	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A会（系列グループホーム）		□	☑ 4 台	車椅子		
指定緊急避難場所	B小学校（校舎2階以上）	500 m	□	☑ 4 台	車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	○○ビル	200 m	☑	☑ 4 台	車椅子	30分	警戒レベル3 高齢者等避難
屋内安全確保	本施設2階○○室	50 m	エレベーター、車椅子、ストレッチャー			15分	警戒レベル3 高齢者等避難

高潮	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		

<u>避難先に市の指定避難所を選んでも構いませんが、以下ご留意ください。</u>
・災害の想定によっては使えない避難所があります。
・洪水や高潮の場合、避難所は原則警戒レベル3高齢者等避難発令後に受入れを開始します。
・指定避難所の市職員や避難所運営者に引き渡して避難誘導は終了ではありません。利用者のご家族等に引き渡しができるまで関わることを前提としてください。

様式４　避難誘導に関する事項

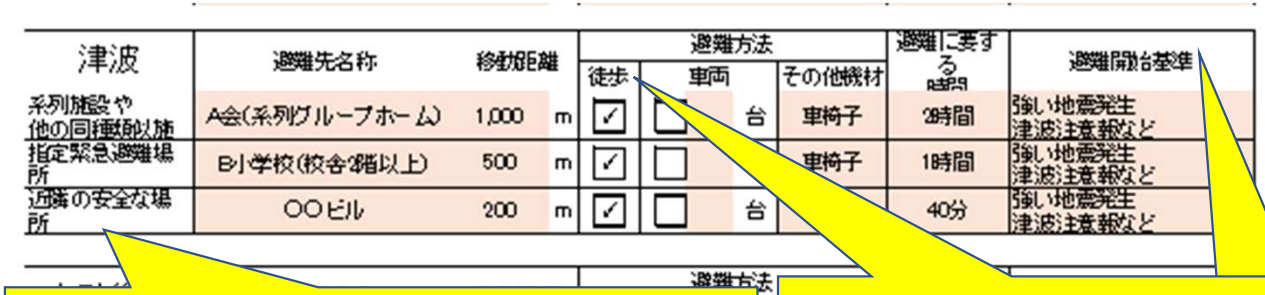

津波	避難先名称	移動距離	避難方法 徒歩	車両	その他機材	避難に要する時間	避難開始基準
系列施設や他の同種類似施設	A会(系列グループホーム)	1,000 m	☑	☐ 台	車椅子	2時間	強い地震発生 津波注意報など
指定緊急避難場所	B小学校(校舎3階以上)	500 m	☑	☐	車椅子	1時間	強い地震発生 津波注意報など
近隣の安全な場所	○○ビル	200 m	☑	☐ 台		40分	強い地震発生 津波注意報など

津波は地震に伴い発生します。市の指定避難所は開設できない可能性もあります。
①まずは安全な地域にある系列施設や同種類似施設を。それが困難であれば、②市指定緊急避難場所（一時退避場所）、③近隣の安全な場所に一旦避難して、まずは安全を確保してください。

指定緊急避難場所（一時退避場所）とは一時的に避難して安全を確保する場所のことです。そこでの生活まではできません。次の行動につなげる場所として考えてください。

避難方法
津波からの避難は原則「徒歩」を想定してください。
理由
①車での避難は困難
②緊急車両の妨げとなる

避難開始基準①～③を確認したら逃げる
①強い地震発生+津波注意報
②津波警報
③大津波警報

警戒レベル３高齢者等避難、警戒レベル４避難指示を待つことなく避難を開始してください。

様式４　避難誘導に関する事項

以下に該当するか検討の上、屋内安全確保を選択するかどうか
※家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害
津波による浸水のおそれがある区域に存していないこと
※浸水しない居室があること
※一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

緊急安全確保

急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を
過酷な事象に遭遇した場合は　斜面の反対側の2階の○○室

（2）避難

物内
に応
路図

屋内安全確保（津波は不可）
立退き避難はかえって危険だと判断される場合に検討してください。

①家屋倒壊等氾濫想定区域内にないこと
②浸水しない居室があること
③一定期間浸水することにより生じる可能性のある支障を許容できること（電気、ガス、水道、トイレが使えなくなる。食料が不足するなど）

緊急安全確保の場所も記載しておきましょう。ただし、あくまで施設利用者は、警戒レベル３高齢者等避難で避難開始、施設職員は警戒レベル４避難指示の段階までには避難完了していることが原則です。

緊急安全確保は、あくまで災害が発生・切迫した段階での行動です。
碧南市から警戒レベル5緊急安全確保（出るとは限りません）が発令された場合等の行動となります。

様式４　避難誘導に関する事項

避難経路

・洪水、高潮→車での移動を想定

【理由】猶予のある警戒レベル３高齢者等避難が避難開始基準

・津波→徒歩での移動を想定、広い道路を選ぶ

【理由】①車での避難は困難

②緊急車両の妨げとなる　本資料１７ｐのとおり

①液状化や家屋等が倒れて道が塞がれてしまう可能性あり。
②車を途中で乗り捨ててしまうと緊急車両の妨げとなる。

・緊急安全確保
急激に災害が切　　、避難確保計画に定めた場所への避
過酷な事象に遭　　合は　　斜面の反対側の2階の○○室

(2) 避難経路
避難先までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】【施設建物
避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】⇒別紙1、【施設建物内の避難経路図】⇒別紙2
対応別避難誘導一覧表　⇒様式11

様式５避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

記載例
様式５

7　避難に必要な設備の整備

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等

分類	設備等	数量	設置場所、保存場所
通常の設備	エレベーター	1	施設中央部（1～3階）
	上下階の移動のできる大型スロープの設置	0	ー
	車椅子	10	各階の職員エリア
	その他（担架）	3	各階の職員エリア
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置	1	2階機械室
	土のう	20	1階備品倉庫
	止水板	0	ー
	階段昇降機の設置	3	1階備品倉庫
	その他（非常用サイレン）	3	屋上

図 11　避難に必要な設備の考え方（参考）

手引き３５頁を参照

津波の場合
やむを得ず屋内安全確保や緊急安全確保を選択せざるを得ない施設については、上層階から地上へ安全に降りる手段を検討してください。
※津波浸水後は、施設が破壊されて降りるのが困難となります。

様式５避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

８　避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。こ
品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

手引き３６頁を参照

避難に必要な装備品や備蓄品等

分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ	1	受付
	インターネットに接続したパソコンやタブレット	10	受付、各階の
	電話やファックス	5	受付、各階の
	携帯電話やスマートフォン	10	各職員
	電池や非常用電源	1	2階機械室
避難誘導	名簿（施設利用者）	10	受付、各階の
	案内旗	5	1階備品倉庫
	ビブス	30	1階備品倉庫
	懐中電灯	5	1階備品倉庫
	ハンドマイク	3	1階備品倉庫
	雨具	20	1階備品倉庫
	ライフジャケットやヘルメット	20	1階備品倉庫
	避難ルートを示したマップ	5	受付、各階の
	救急用品	5	受付、各階の
	移動用の車両	5	車庫
避難先	水や食糧	3日/人	1階備品倉庫
	衛生用品や衣料品	3日/人	1階備品倉庫
	電池や携帯充電器	10	1階備品倉庫
その他	防寒着・毛布	20	1階備品倉庫
	携帯トイレ	30	1階備品倉庫

碧南市の場合、湛水期間を４日以上考慮しておく必要があります。

<u>立退き避難ができない施設は、水や食料、非常用電源、携帯トイレ、医薬品等を最低４日～７日分程度の備蓄しましょう。</u>

<u>湛水【たんすい】</u>
<u>浸水した水が引かずに溜まってしまうことです。碧南市は低い土地が多く、一度浸水してしまうと長い期間水が溜まってしまう可能性があります。</u>

様式６防災教育及び訓練の実施に関する事項

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

記載例
様式６

９　防災教育及び訓練の実施に関する事項

手引き３７、３８頁を参照

防災教育及び訓練の年間計画

避難確保計画の作成＝防災体制の確立		実施予定
避難確保計画の周知	○施設職員、施設利用者や施設利用者の家族、避難支援協力者に電子データなどで避難確保計画を共有し、周知する	12月頃 新規入職者・施設利用者の家族はその都度
施設職員、避難支援協力者への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承　等	1月頃 新規入職者・施設利用者の家族はその都度
利用者、施設利用者の家族への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○緊急時の対応等に関する保護者・家族等への説明等	1月頃 新規入職者・施設利用者の家族はその都度
通所部門		
情報収集、情報伝達訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　等	2月頃
立退き避難訓練	○避難経路ごとに避難方法（車、徒歩など）を確認 ○施設から避難先までの避難に要する時間の計測　等	2月頃

様式７自衛水防組織の業務に関する事項

記載例
様式７

１０　自衛水防組織の業務に関する事項

（1）「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（2）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
。　①毎年　4　月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
象と　②毎年　8　月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（3）自衛水防組織の 報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

手引き４０頁を参照

「津波」だけが対象の施設は自衛水防組織の設置義務（努力義務）はありません。

碧南市ホームページのご紹介

要配慮者利用施設の避難確保計画

https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/shiminseikatsu/kikikanri/plan_policy/17289.html

以下を載せていますので、事務でご使用ください

- 要配慮者利用施設の一覧
- 避難確保計画作成又は変更の報告方法（様式あり）
- 訓練の結果報告方法（様式あり）
- 国土交通省ホームページへのリンク